

市川地方卸売市場業務規程施行規則

株式会社市川市場

市川地方卸売市場業務規程施行規則

目 次

- 第1章 総 則 (第1条－第3条)
- 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者 (第4条－第8条)
 - 第2節 仲卸業者 (第9条－第16条)
 - 第3節 買受人 (第17条－第21条)
 - 第4節 関連事業者 (第22条－第28条)
- 第3章 市場施設の使用
 - 第1節 施設使用 (第29条－第33条)
 - 第2節 使用料 (第34条－第35条)
- 第4章 雜則 (第36条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川地方卸売市場業務規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(臨時営業又は休業の許可申請)

第2条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が休日に営業しようとするとき又は開場日に休業しようとするときは、あらかじめ臨時営業・休業許可申請書（様式第1号）を開設者に提出し、その許可を得なければならない。

(販売の時間等)

第3条 販売開始時刻及び販売終了時刻は、次に掲げるとおりとする。ただし、開設者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

部	販売開始時刻及び販売終了時刻
青果部	午前0時 から 午後12時まで
花き部	午前7時 から 午後2時まで

2 卸売業者は、前項の販売時間を臨時に変更しようとするときは、販売時間変更許可申請書（様式第2号）を開設者に提出し、その許可を得なければならない。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第4条 市川地方卸売市場（以下「市場」という。）において卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）は、次のとおりとする。

青果部 1人

花き部 1人

(販売時間等の変更の通知)

第5条 卸売業者は、販売時間等に変更があったときには、直ちにその旨を業務取扱上必要と認める者に通知しなければならない。

(帳簿等の提示)

第6条 卸売業者は、委託者から業務に関し正当な要求があったときは、委託物品に関する帳簿等を作成し、その要求に答えなければならない。

(決算期の提出書類)

第7条 卸売業者は、毎決算期に次の各号に掲げる書類を作成し、決算終了後3か月以内にこれを開設者に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 利益金処分書又は欠損金処理書
- (5) 当該決算期末日における役員名簿
- (6) 前各号に定めるもののほか開設者が必要と認める書類

(保証金)

第8条 規程第6条による卸売業者の支払うべき保証金の額は別紙1のとおりとする。

第2節 仲卸業者

(許可申請)

第9条 仲卸業務を行おうとする者は、仲卸業務許可申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、開設者に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 身分証明書
- (3) 履歴書（法人にあっては定款の写し及び登記事項証明書）
- (4) 住民票の写し
- (5) 資産調査書
- (6) 前2カ年間の各種納税済証明書

- (7) 前 2 カ年間の決算書
 - (8) その他開設者が必要と認める書類
- 2 前項第 1 号に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 資本金又は準備金の額
 - (2) 従業員数
 - (3) 業務開始後 3 年間の取扱品目の取扱見込数量及び金額
 - (4) 業務開始後 3 年間の収支計画

(許可取扱い基準及び許可証の交付)

第 10 条 仲卸業者の許可の取扱い基準は、別紙 2 のとおりとする。

- 2 開設者は、前条に規定する仲卸業務を許可したときは、仲卸業務許可書（様式第 4 号）を交付する。

(仲卸業者章の貸与)

第 11 条 開設者は、仲卸業者が第 10 条の許可を得たときは、仲卸業者章（様式第 5 号）を貸与するものとする。

- 2 仲卸業者は、貸与された標章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を開設者に届け出て再貸与を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費を弁償しなければならない。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第 12 条 仲卸業者が営業（市場における仲卸の業務に係るものに限る）の譲渡しをする場合において、仲卸業者事業譲渡・譲受許可申請書（様式第 6 号）を提出し、開設者の許可を受けたときは、譲渡人は仲卸業者の地位を承継するものとする。仲卸業者たる法人の合併の場合（仲卸業者たる法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者たる法人が存続する場合を除く）又は分割する場合において、仲卸業者合併許可申請書（様式第 6 号の 2）又は仲卸業者分割許可申請書（様式第 6 号の 3）を提出し、開設者の許可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人、分割された法人は、仲卸売業者の地位を承継するものとする。

- 2 前項の規定による営業譲渡し譲受け認可申請書及び合併又は分割認可申請書の添付書類については、第 9 条の規定を準用する。
- 3 開設者は、営業の譲受け及び合併または分割の認可をしたときは、仲卸業務許可証（様式第 4 号）を交付する。

(名称変更の届出)

第 13 条 名称変更等の届出は、名称変更等届出書（様式第 7 号）によるものとする。

(事業報告書の様式)

第 14 条 規程第 10 条の事業報告書は、（様式第 8 号）によるものとする。

(仲卸業者組合の届出)

第15条 仲卸業者組合の届出をしようとするときは、組合設立等届出書（様式第9号）に関係書類を添えて提出するものとする。

(保証金)

第16条 規程第6条による仲卸業者の支払うべき保証金の額は60万円とする。

第3節 買受人

(買受人の許可申請)

第17条 買受人の許可を受けようとする者は、買受人許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、開設者に提出し、その許可を得なければならない。

- (1) 履歴書（法人にあっては登記事項証明書）
- (2) 住民票の写し
- (3) 身分証明書

(買受人章の貸与)

第18条 開設者は、買受人の許可をしたときは、買受人章（様式第11号）を貸与するものとする。

2 買受人は、貸与された標章を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を開設者に届け出て再貸与を受けなければならない。この場合において、買受人は、その実費を弁償しなければならない。

(名称変更等の届出)

第19条 名称変更等の届出は、第13条を準用する。

(買受人組合の届出)

第20条 買受人組合の届出は第15条を準用する。

(保証金)

第21条 規程第6条による買受人組合の支払うべき保証金の額は、別紙1のとおりとする。

第4節 関連事業者

(関連事業の許可申請)

第22条 関連事業の許可を受けようとする者は、関連事業許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、開設者に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 履歴書（法人にあっては定款の写し及び登記事項証明書）
- (3) 住民票の写し

- (4) 身分証明書
- (5) 資産調書
- (6) 前2カ年の各種納税済証明書
- (7) 前2カ年の決算書
- (8) その他開設者が必要と認める書類

2 開設者は、第1項の許可を与えるときには、必要な条件を付すことができる。

(関連事業の業種)

第23条 関連事業のうち甲種業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品卸売販売業
- (2) 運送業
- (3) 倉庫業
- (4) 加工業
- (5) 冷凍貯蔵業

2 関連事業のうち乙種業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 飲食店業
- (2) 金融業
- (3) サービス業

(許可取扱い基準及び許可証の交付)

第24条 関連事業の許可の取扱い基準は、別紙2のとおりとする。

2 開設者は、前条に規定する関連事業を許可したときは、関連事業許可書（様式第13号）を交付する。

(名称変更等の届出)

第25条 名称変更等の届出は、第13条を準用する。

(関連事業の規制等)

第26条 開設者は、関連事業の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときには、関連事業者に対し、その者の市場における業務について、必要な指示をすることができる。

2 開設者は、監督上特に必要があると認めるときには、関連事業者に対し、その業務又は財産に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(関連事業者組合の届出)

第27条 関連事業者組合の届出は第15条を準用する。

(保証金)

第28条 規程第6条による関連事業の支払うべき保証金の額は別紙1のとおりとする。

第3章 市場施設の使用

第1節 施設使用

(施設の使用申請)

第29条 規程第5条による使用契約を締結しようとする者は、市場施設使用許可申請書（様式第14号）を開設者に提出し、市場施設の使用許可を受けなければならない。

2 開設者は、前項の申請により市場施設の使用を許可したときは、当該申請者に対して市場施設使用許可書（様式第15号）を交付するものとする。

3 市場施設の使用許可の期間は2年以内とし、これを更新することができる。

(用途変更、転貸等の承認申請)

第30条 市場施設の用途変更又は転貸等の許可を受けようとする者は、市場施設用途変更転貸等許可申請書（様式第16号）を開設者に申請し、許可を得なければならない。

(市場施設の原状変更申請)

第31条 市場施設を変更しようとする者は、市場施設原状変更許可申請書（様式第17号）に次掲げる書類を添付し開設者に申請し、許可を得なければならない。

- (1) 設計図
- (2) 工事仕様書
- (3) 工事見積書
- (4) 工事工程表
- (5) その他開設者が必要と認める書類

2 市場施設の使用者が当該施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。

3 開設者は、第1項の許可をした後でも必要であると認めたときは、相当の指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。

4 第1項の許可を受けた者は、工事等の完成後遅滞なく完工届出書（様式第18号）を開設者に提出し、検査を受けた後でなければこれを使用することができない。

(修繕費用の使用者負担)

第32条 使用の許可を受けた市場施設のうち、スイッチ、蛍光管、扉の取手、ガラスその他構造上重要な部分の修繕に要する費用は、使用者の負担とする。

(工事の施工及び賠償の免責)

第33条 開設者は、市場施設の改修を要すると認めるときは、工事を施工することができる。

2 前項の場合において、使用者が工事施工のためやむを得ない損害を被ることがあっても開設者は、その賠償の責めを負わない。

第2節 使用料

(使用料の支払期限)

第34条 規程第7条による使用料は、別紙1に定める使用料の額を毎月末日までにその月分を支払わなければならない。

- 2 会議室の使用料は、使用的つど支払わなければならない。
- 3 月の途中で使用を完了するものは、使用完了の日に支払わなければならない。
- 4 開設者は、特別の事情がある場合においては、前各項の規定による支払期限を変更することができる。

(損害賠償)

第35条 市場施設を返還すべき者が指定期間に内にこれを返還しないときは、その者は返還期限の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により開設者に損害が生じた場合には、その損害額を加算した額）の損害賠償をしなければならない。

第4章 雜則

(委任)

第36条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この施行規則は、平成30年4月1日より施行する。

(施行期日)

2 この施行規則は、平成30年11月1日より施行する。

(施行期日)

3 この施行規則は、平成31年1月28日より施行する。

(施行期日)

4 この施行規則は、平成31年4月1日より施行する。

(施行期日)

5 この施行規則は、令和2年6月16日から施行する。